

事業承継を考えている 品川区内の事業者の皆様へ



事業承継税制度改正のお知らせ

事業承継税制とは

中小企業や小規模企業において、経営者から贈与または相続により取得した株式等の財産に係る贈与税・相続税の納税猶予および免除に関する制度です。

事業承継の際に本制度を活用することで、後継者の税負担を軽減できます。

平成30年度の事業承継税制改正では、10年以内に実際に承継を行う者が今後5年以内に「特例承継計画」*を都道府県庁に提出した場合、贈与・相続・遺贈により取得する財産に係る贈与税または相続税の納税が猶予されます。

(適用期間:2018年1月1日~2027年12月31日)

税制改正の主な6つのポイント

※特例承継計画

事業内容、特例代表者・特例後継者の氏名、事業承継までの時期と経営課題、事業承継後の5年間の経営計画など、様式にある項目に沿って事業承継に関する内容を記入する。

ポイント

1 承継者と後継者

改正前 先代経営者(株主)1人から後継者1人に承継

改正後 先代経営者を含む複数の株主から最大3人*の後継者に承継(※総議決権数の10%以上を有する者に限る)



ポイント

2 対象株式

改正前 発行済議決権株式の3分の2

改正後 3分の2の上限を撤廃

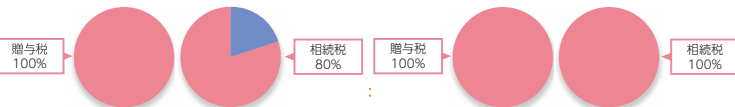


ポイント

3 猶予割合

改正前 贈与税100% 相続税80%

改正後 贈与税100% 相続税100%

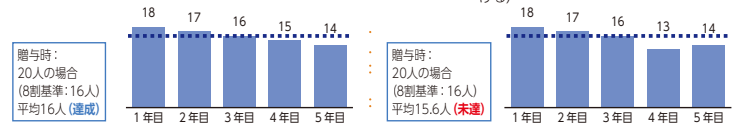


ポイント

4 雇用要件

改正前 事業承継後5年間平均で雇用の8割維持が必須

改正後 雇用8割を下回った場合でも理由書を都道府県に提出すれば適用(否認された場合は認定支援機関の指導・助言を受ける)



ポイント

5 新たな減免制度

改正前 <後継者が自主廃業や売却を行う場合> 承継後、承継時の株価をもとに、贈与税・相続税を納税

改正後 <後継者が自主廃業や売却を行う場合> 承継後、売却額や廃業時の評価額をもとに納税額を再計算し、承継時の株価をもとに計算された納税額との差額を減免

経営環境の変化で株価が下落した場合、後継者に過大な税負担が発生

経営環境の変化による将来の不安を軽減

ポイント

6 相続時精算課税制度*の適用範囲

改正前 60歳以上の父母・祖父母から、20歳以上の子・孫への贈与が対象

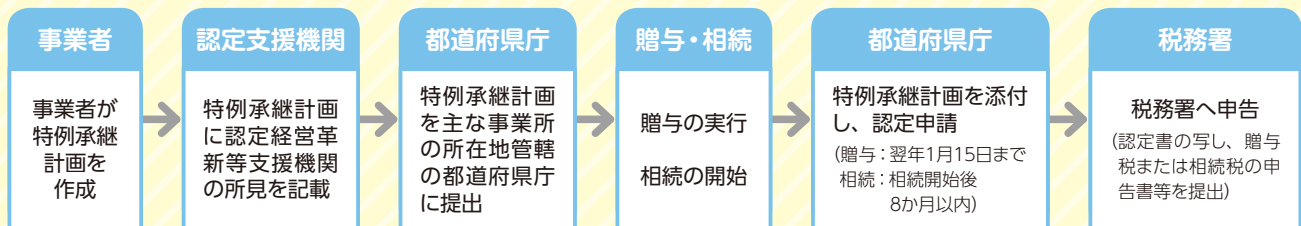
改正後 事業承継税制の適用を受ける場合、子・孫でない後継者への贈与も対象

*生前贈与の時に贈与税を支払った後、相続時に贈与財産と相続財産の価額をもとに計算した相続税額から、既に支払った贈与税額を精算する制度。この制度には2,500万円の特別控除がある。

事業承継 税制改正のまとめ

- 1 税制の優遇を受けたい方は特例承継計画を都道府県に提出しよう。
- 2 経営者は株式の分散化や株価引き下げに関する心配が軽減できます。
- 3 相続時、売却時、廃業時のペナルティーが廃止や軽減されたので、当税制を利用しやすくなりました。

納税猶予を受けるための手続き (2018年1月1日以降の贈与・相続について適用)



東京都への申請窓口・
お問い合わせ先

東京都 産業労働局 商工部 経営支援課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 TEL 03-5320-4785

*品川区では事業承継に関する専門家による無料相談を実施しています。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ 品川区商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL 5498-6340